

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成27年12月4日
<b>【発行者名】</b>	アバディーン投信投資顧問株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 石川 五生
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
<b>【事務連絡者氏名】</b>	渡瀬 久美子
<b>【電話番号】</b>	03-4578-2211
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】</b>	アバディーン・ジャパン・グロース・ファンド
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】</b>	上限 2,000億円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当なし

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

アバディーン・ジャパン・グロース・ファンド  
(以下、「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、アバディーン投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の受益権<sup>\*</sup>です。

当初元本は、1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

<sup>\*</sup>当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

<sup>\*</sup>基準価額とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た金額です。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

基準価額は毎営業日計算し、原則として翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「A」グロース」として掲載されます。また、販売会社または後記の「照会先」でもお知らせします。

### (5) 【申込手数料】

購入時に、上記「(4)発行（売出）価格」に対し3.24%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (6) 【申込単位】

申込単位（購入単位）は、購入時手数料（消費税等相当額込）を含めて1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。

購入申込みの際には、申込みの販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」<sup>\*</sup>にしたがって契約を締結するものとします。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」<sup>\*</sup>等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する購入単位とします。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する名称の異なるサービスを行うことがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

購入の申込期間は、平成27年12月5日から平成28年6月3日<sup>\*</sup>まで

<sup>\*</sup>申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドの受益権の購入申込みは、申込期間における毎営業日に受け付けます。

購入申込みについては、午後3時までに購入申込みが行われ、かつ当該購入申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

## (8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取扱います。

販売会社については、後記の「照会先」にお問い合わせください。

## (9) 【払込期日】

販売会社の定める日までに購入代金を販売会社にお支払いください。

販売会社は、申込受付日毎の購入代金の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

購入代金は、販売会社にお支払いください。販売会社については、後記の「照会先」にお問い合わせ下さい。

## (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

## (12) 【その他】

購入代金に利息はつきません。

日本以外の地域での発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

【照会先】	アバディーン投信投資顧問株式会社 お問い合わせ窓口 03-4578-2251 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。) インターネット・ホームページ <a href="http://www.aberdeen-asset.co.jp/">http://www.aberdeen-asset.co.jp/</a>
-------	---

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的

当ファンドは、日本株式を主要投資対象として、信託財産の成長をはかることを目的とします。

###### b. ファンドの特色

投資対象は全ての国内上場企業

企業の成長性に着目し、大型株から小型株まで幅広く投資機会を探ります。

企業のファンダメンタルズを重視したボトムアップ・アプローチ<sup>\*</sup>による個別銘柄分析および運用

企業訪問等を中心とした徹底した調査・分析に基づき個別銘柄を選別し、ボトムアップ・アプローチによるアクティブ運用を行います。

<sup>\*</sup>ボトムアップ・アプローチとは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を分析した結果で銘柄選択を行う運用手法のことです。

チーム・アプローチを重視

企業との面談、運用における分析、ポートフォリオの構築など全ての段階においてチームによるアプローチを重視しています。

バイ・アンド・ホールドが基本、低い売買回転率

長期的視野に立った運用を基本とし、運用コストを低減したポートフォリオの構築を行います。

独自の企業分析をベースとする運用

投資に際しては、事前に企業との面談を行います。また、既に組入れられている企業についても継続的な面談を行い、銘柄選択の判断材料とします。

TOPIX（東証株価指数）

当該指数を当ファンドのベンチマーク<sup>\*</sup>とし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

<sup>\*</sup>ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。当ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。また、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

###### c. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### d. 商品分類等

当ファンドは「追加型投信 / 国内 / 株式」です。

<sup>\*</sup>一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産（ ）
追加型投信	内外	資産複合

<sup>\*</sup> 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## &lt;当ファンドが該当する商品分類の定義&gt;

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般		グローバル
大型株 中小型株		日本
債券	年1回	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング
一般	年2回	
公債	年4回	
社債	年6回（隔月）	
その他債券	年12回（毎月）	
クレジット属性（ ）	日々	
不動産投信	その他（ ）	
その他資産（ ）		
資産複合（ ）		
資産配分固定型		
資産配分変更型		

\* 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## &lt;当ファンドが該当する属性区分の定義&gt;

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、下記の記載があるものをいいます。

投資対象資産	株式・一般	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいい、大型株、中小型株の属性にあてはまらないものをいいます。
決算頻度	年1回	年1回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	日本	組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とするものをいいます。

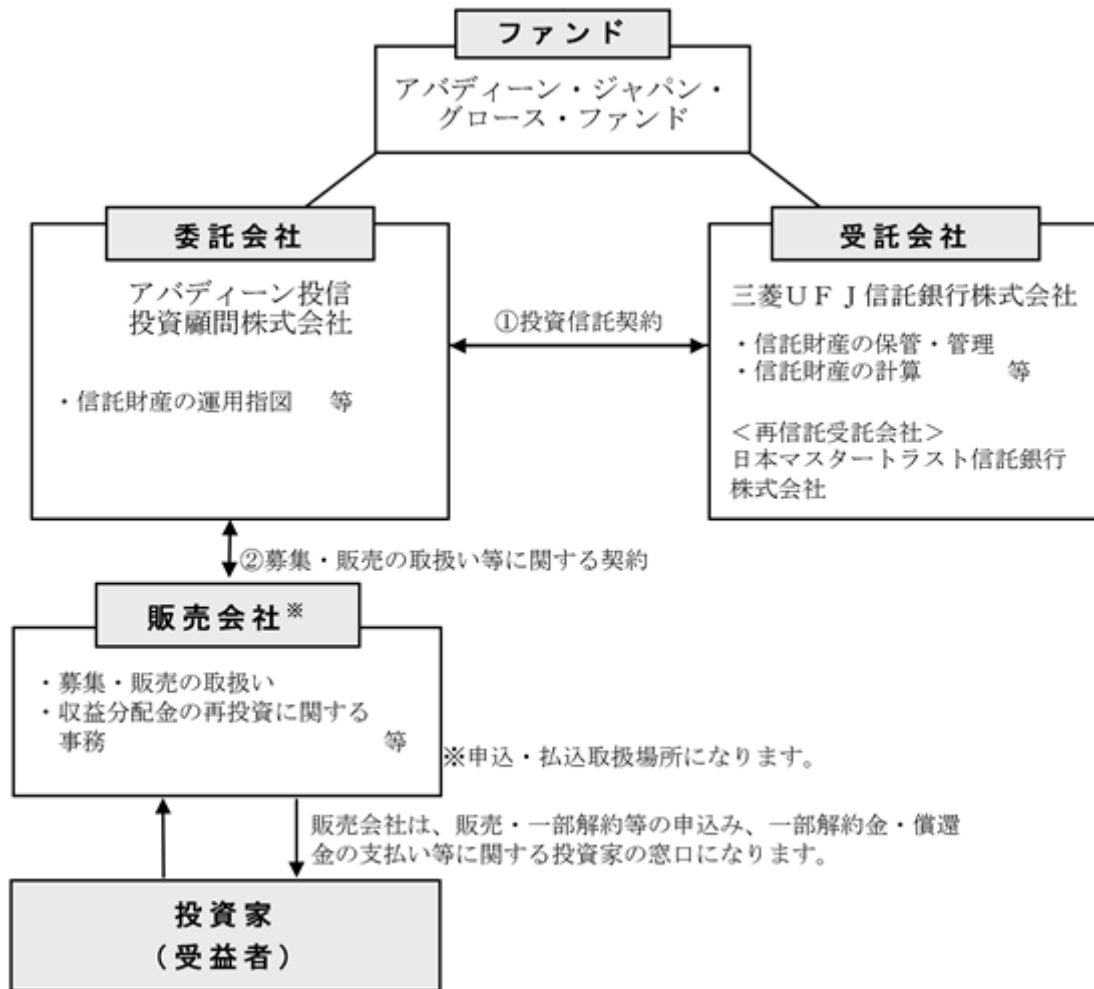
(注)当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

## (2)【ファンドの沿革】

- 平成11年5月31日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
- 平成14年2月1日 クレディ・スイス投信株式会社とウォーバーグ・ピнкаス・アセット・マネジメント投信株式会社の合併により、存続会社であるクレディ・スイス投信株式会社が当ファンドの委託会社の業務を承継  
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始
- 平成15年8月8日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を解除
- 平成19年12月8日 クレディ・スイス・ジャパン・グロース・ファンドへ名称変更
- 平成21年7月1日 アバディーン・ジャパン・グロース・ファンドへ名称変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

## a. ファンドの仕組み



## &lt; 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 &gt;

## 受託会社（投資信託契約）

ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

## 販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

## b. 委託会社の概況

(以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。)

## 資本金の額

資本金 : 3,680.4百万円

発行する株式の総数 : 320,000株

発行済株式の総数 : 308,065株

## 会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

## 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,065株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

全ての日本株式を対象に幅広く投資機会を探ります。新規公開企業の株式にも注目します。銘柄選択に際しては、企業の成長性に着目し、株価の割安度を考慮します。特に個別企業の収益性、経営者の資質、株価水準などに焦点をあてます。

その時々々の相場の投資テーマも銘柄選択の判断材料とします。

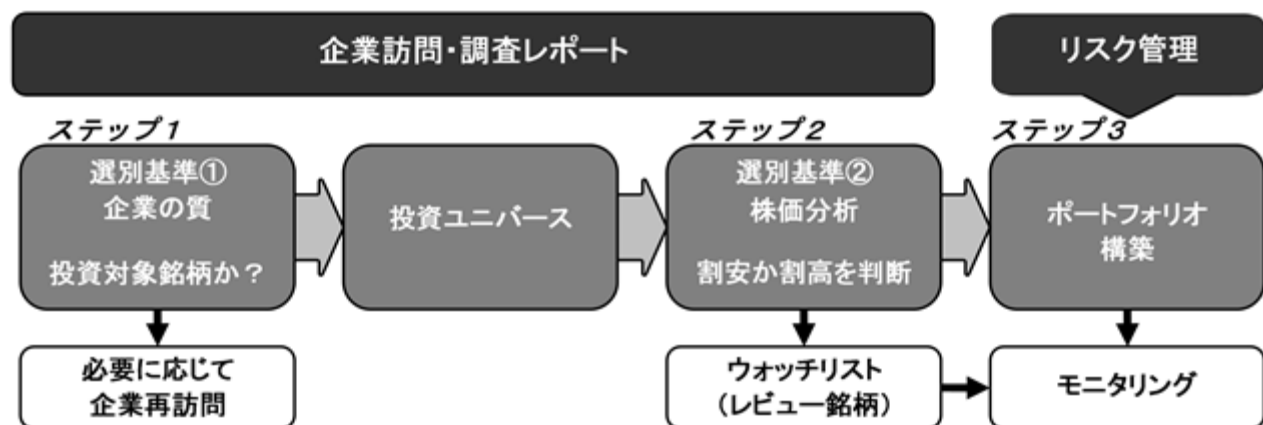
組入銘柄については、ポートフォリオ・マネジャー等が企業訪問等を中心とした調査を実施します。

株式の組入比率は、原則としてフル・インベストメントで、積極的な運用を基本とします。

現物株式への投資を運用の主体とします。先物取引等は原則としてヘッジ目的に限定して行います。

資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

## b. 投資プロセス



\* 資金動向、市場動向等によっては、上記のような資産配分ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

以下の a. から c. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

## a. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特別目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
20. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
21. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第19号および第20号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

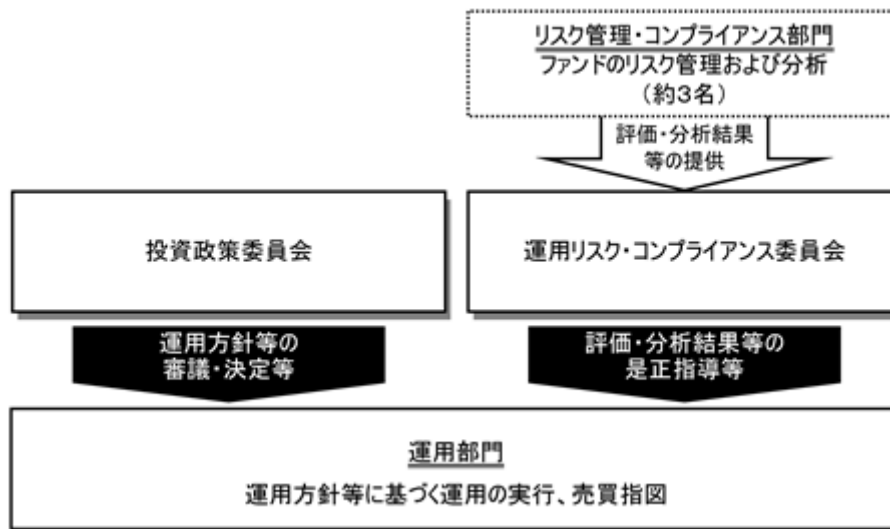
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

c. その他の投資対象

1. 有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
3. 外国為替の売買の予約を指図することができます。



## (3) 【運用体制】



## 運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

## 関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

\* 当ファンドの運用体制等は本書提出時現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

## a. 収益分配方針

年1回の決算時（原則として、毎年3月10日）に、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

委託会社が基準価額の水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## b. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## c. 収益分配金に関する留意事項

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部戻りに相当する場合があります。

## (5) 【投資制限】

以下の a. から b. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

## a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

## b. 信託約款上のその他の投資制限

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第2項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において金融商品運用額等といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入れ指図を行い日における信託財産の純資産総額の10%以内。

ハ. 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ク. その他の法令上の投資制限

(法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。)

イ. 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託会社指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ. デリバティブ取引に係る投資制限

(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、下記に限定されるものではありません。

#### 基準価額の主な変動要因等

##### 価格変動リスク

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

##### 信用リスク

一般に、株式を発行している企業が業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、投資資金が回収できなくなる可能性や債務不履行・支払い遅延等が発生する可能性があります。

##### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えないときは、市場実勢から期待される価格で取引できない、または取引が不可能となる場合があります。

##### 小型株投資に伴うリスク

当ファンドは、小型株に投資することがあります。小型株は大型株に比べ、一般的に、市場規模や取引量が少ないために、市場実勢から期待される価格で取引できない場合、不測の損失を被るリスクが大きくなる場合があります。

##### デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされる資産との間の相関関係や証拠金を積むことによるリスクなどが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合、運用資産が損失を被る可能性があります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産に投資する場合、当該資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需要その他の要因により大幅に変動することがあります。

##### 市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場・外国為替市場等の金融市場は、世界的な経済事情の急変、その国における政策の変更、政変または天災地変等の諸事情により閉鎖されることがあり、混乱することがあります。これらにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が影響を受けることがあります。

#### その他の留意点

##### 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、信託財産の純資産総額が30億円を下回るようになった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。

##### 投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

##### 収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配原資となる売買益、利子等収益があれば分配を行う場合があります。

##### 申込みの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは購入・換金の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の受付を取消することができます。

換金の受付を中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金の申込みを受付けたものとします。

**法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点**

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

**目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点**

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

**その他**

- ・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ・資金動向や市況動向等によっては、ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

**リスクの管理体制**

委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

## 〔参考情報〕

### 当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



\*2010年10月～2015年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

#### \*各資産クラスの指数

- 日本株・・・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 日本国債・・・ シティ日本国債インデックス
- 先進国債・・・ シティ世界国債インデックス(除く日本・円ベース)
- 新興国債・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

注:海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■「東証株価指数(TOPIX)」に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、「TOPIX」の算出もしくは公表の停止または「TOPIX」の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

■「MSCIコクサイ・インデックス」および「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■「シティ日本国債インデックス」および「シティ世界国債インデックス(除く日本・円ベース)」は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

■「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)」とは、J.P.Morgan Securities Inc.が算出し公表している指数です。当指数の著作権は、J.P.Morgan Securities Inc.に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

## a. 購入時手数料

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。本書提出日現在の手数料率は、購入申込受付日の基準価額に対し3.24%（税抜3%）以内です。

\* 商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

## b. 収益分配金を再投資する場合は、無手数料で取扱います。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## (2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、換金申込受付日の基準価額に対し、0.3%を乗じた額がかかります。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.728%（税抜1.6%）を乗じて得た額とし、その配分（税抜）は次の通りです。

\* 運用管理費用（信託報酬）の総額：日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額です。

## 配分（税抜）

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.75%	年率 0.75%	年率 0.1%

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から支払います。

\* 委託会社に対する報酬は、委託した資金の運用の対価です。

販売会社に対する報酬は、情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価です。

受託会社に対する報酬は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

## (4)【その他の手数料等】

a. 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支払います。

b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

c. ファンドの組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額込）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

d. 上記のa.～c.の費用および購入から換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

e. 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額込）は、委託会社が負担し、信託財産中からは支払いません。



**(5) 【課税上の取扱い】**

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

**a. 個人の受益者に対する課税****収益分配金に対する課税**

普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。配当控除の適用が可能です。

**解約金または償還金に対する課税**

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から購入したときの費用（購入時手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

**損益通算について**

換金（解約）時または償還時の損失については、確定申告により上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。

また、換金（解約）時または償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加されます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

**少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合**

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

**b. 法人の受益者に対する課税**

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

原則として、益金不算入制度は適用されません。株式投資信託（一部のETFを除く）に係る当該制度は法令改正により平成27年4月1日をもって廃止され、平成27年3月31日以前に開始された法人の事業年度についてのみ適用が可能です。

**c. 個別元本について**

受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

**d. 収益分配金について**

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

\* 上記は平成27年9月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】(平成27年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,265,890,300	98.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,732,802	1.07
合計(純資産総額)		1,279,623,102	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】(平成27年9月末日現在)

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 評価額の上位30位銘柄

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	13,000	4,713.50	61,275,500	5,444.00	70,772,000	5.53
日本	株式	信越化学工業	化学	11,500	8,022.00	92,253,000	6,115.00	70,322,500	5.50
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	18,000	3,811.00	68,598,000	3,695.00	66,510,000	5.20
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	8,000	8,188.70	65,509,625	6,971.00	55,768,000	4.36
日本	株式	KDDI	情報・通信業	20,000	2,617.00	52,340,000	2,667.00	53,340,000	4.17
日本	株式	キーエンス	電気機器	1,000	60,370.00	60,370,000	53,200.00	53,200,000	4.16
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	5,200	10,135.00	52,702,000	10,055.00	52,286,000	4.09
日本	株式	大東建託	建設業	4,000	13,188.15	52,752,639	12,125.00	48,500,000	3.79
日本	株式	ファナック	電気機器	2,600	22,558.80	58,652,885	18,315.00	47,619,000	3.72
日本	株式	アマダホールディングス	機械	49,000	1,112.00	54,488,000	908.00	44,492,000	3.48
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	27,500	1,950.00	53,625,000	1,545.00	42,487,500	3.32
日本	株式	ナブテスコ	機械	19,500	3,310.00	64,545,000	2,173.00	42,373,500	3.31
日本	株式	関西ペイント	化学	24,000	2,200.13	52,803,313	1,622.00	38,928,000	3.04
日本	株式	横浜銀行	銀行業	53,000	714.80	37,884,400	724.10	38,377,300	3.00
日本	株式	マキタ	機械	6,000	6,030.00	36,180,000	6,330.00	37,980,000	2.97
日本	株式	ダイキン工業	機械	5,500	7,667.00	42,168,500	6,676.00	36,718,000	2.87
日本	株式	中外製薬	医薬品	10,000	3,715.00	37,150,000	3,665.00	36,650,000	2.86
日本	株式	キヤノン	電気機器	9,500	3,990.50	37,909,750	3,454.00	32,813,000	2.56
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	9,000	4,082.00	36,738,000	3,539.00	31,851,000	2.49
日本	株式	三菱地所	不動産業	13,000	2,669.50	34,703,500	2,435.50	31,661,500	2.47
日本	株式	シスメックス	電気機器	5,000	6,458.71	32,293,550	6,280.00	31,400,000	2.45
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	63,000	468.00	29,484,000	454.00	28,602,000	2.24
日本	株式	ピジョン	その他製品	10,000	2,966.66	29,666,600	2,783.00	27,830,000	2.17
日本	株式	イオンフィナンシャルサービス	その他金融業	11,500	2,901.74	33,370,089	2,356.00	27,094,000	2.12
日本	株式	スルガ銀行	銀行業	12,000	2,452.95	29,435,455	2,216.00	26,592,000	2.08
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	12,500	3,320.00	41,500,000	2,114.00	26,425,000	2.07
日本	株式	リンナイ	金属製品	2,500	8,500.00	21,250,000	9,100.00	22,750,000	1.78
日本	株式	アシックス	その他製品	8,000	3,090.00	24,720,000	2,838.00	22,704,000	1.77
日本	株式	デンソー	輸送用機器	4,500	5,459.00	24,565,500	5,036.00	22,662,000	1.77
日本	株式	シマノ	輸送用機器	1,300	18,990.00	24,687,000	16,740.00	21,762,000	1.70

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額比率です。

## (種類別投資比率)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	12.90
		機械	12.63
		化学	11.88
		輸送用機器	11.56
		情報・通信業	6.40
		医薬品	6.18
		小売業	5.53
		食料品	5.20
		建設業	5.15
		銀行業	5.08
		陸運業	4.09
		その他製品	3.95
		その他金融業	3.20
		不動産業	2.47
		金属製品	1.78
サービス業	0.93		
合計			98.93

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成27年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たりの純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
7期 (平成18年3月10日)	5,530	-	1.2467	-
8期 (平成19年3月12日)	4,210	-	1.1668	-
9期 (平成20年3月10日)	2,241	-	0.7711	-
10期 (平成21年3月10日)	1,165	-	0.4262	-
11期 (平成22年3月10日)	1,335	-	0.5524	-
12期 (平成23年3月10日)	1,278	-	0.5894	-
13期 (平成24年3月12日)	1,141	-	0.5867	-
14期 (平成25年3月11日)	1,375	-	0.7841	-
15期 (平成26年3月10日)	1,407	-	0.9037	-
16期 (平成27年3月10日)	1,604	-	1.2043	-
平成26年9月末日	1,528	-	1.0356	-
平成26年10月末日	1,567	-	1.0577	-
平成26年11月末日	1,602	-	1.1131	-
平成26年12月末日	1,518	-	1.1018	-
平成27年1月末日	1,529	-	1.1180	-
平成27年2月末日	1,604	-	1.1984	-
平成27年3月末日	1,621	-	1.2461	-
平成27年4月末日	1,594	-	1.2579	-
平成27年5月末日	1,612	-	1.2984	-
平成27年6月末日	1,540	-	1.2754	-
平成27年7月末日	1,543	-	1.2899	-
平成27年8月末日	1,406	-	1.1901	-
平成27年9月末日	1,279	-	1.0895	-

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
7期	42.3
8期	6.4
9期	33.9
10期	44.7
11期	29.6
12期	6.7
13期	0.5
14期	33.6
15期	15.3
16期	33.3
17期中間計算期間末	5.5

## (4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
7期	150,896,758	1,469,706,665	4,436,302,703
8期	80,708,965	908,685,874	3,608,325,794
9期	32,165,119	733,457,070	2,907,033,843
10期	23,080,115	195,015,661	2,735,098,297
11期	19,530,063	337,193,818	2,417,434,542
12期	9,320,847	257,958,743	2,168,796,646
13期	8,653,495	232,087,088	1,945,363,053
14期	15,768,944	206,743,230	1,754,388,767
15期	14,799,787	211,466,490	1,557,722,064
16期	30,607,647	255,628,039	1,332,701,672
17期中間計算期間末	16,377,474	171,546,618	1,177,532,528

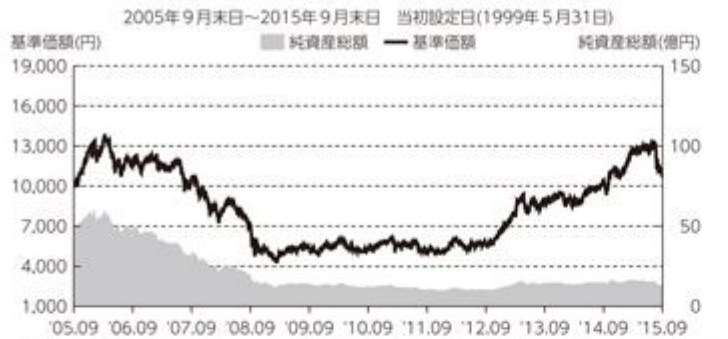
(注) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

&lt; 参考情報 &gt;

## 運用実績

2015年9月末日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)とは、分配金(税引前)を分配時に再投資したとみなした価額です。

## 分配金の推移

基準価額	純資産総額
10,895円	12.8億円

決算日	分配金
第12期 2011年3月	0円
第13期 2012年3月	0円
第14期 2013年3月	0円
第15期 2014年3月	0円
第16期 2015年3月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は一万口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

## 組入上位10銘柄

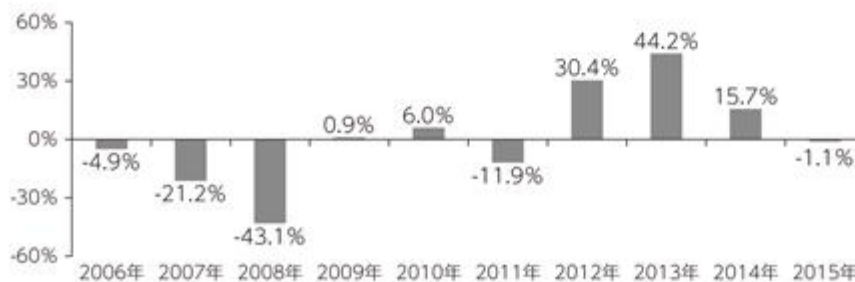
銘柄名	業種名	投資比率
1 セブン&アイ・ホールディングス	小売業	5.5%
2 信越化学工業	化学	5.5%
3 日本たばこ産業	食料品	5.2%
4 トヨタ自動車	輸送用機器	4.4%
5 KDDI	情報・通信業	4.2%
6 キーエンス	電気機器	4.2%
7 東日本旅客鉄道	陸運業	4.1%
8 大東建託	建設業	3.8%
9 ファナック	電気機器	3.7%
10 アマダホールディングス	機械	3.5%

※投資比率は、純資産総額に対するものです。

## 組入上位10業種

業種名	投資比率
1 電気機器	12.9%
2 機械	12.6%
3 化学	11.9%
4 輸送用機器	11.6%
5 情報・通信業	6.4%
6 医薬品	6.2%
7 小売業	5.5%
8 食料品	5.2%
9 建設業	5.1%
10 銀行業	5.1%

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資して算出しております。

※2015年は年初から9月末日までの収益率を表示しております。

・上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### a. 購入申込方法

午後3時まで購入申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、投資家は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」<sup>\*</sup>にしたがって契約を締結します。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」<sup>\*</sup>等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

<sup>\*</sup>他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### b. 購入単位

申込単位（購入単位）は、購入時手数料（消費税等相当額込）を含めて1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。

購入申込みの際には、申込みの販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」<sup>\*</sup>にしたがって契約を締結するものとします。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」<sup>\*</sup>等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する購入単位とします。

<sup>\*</sup>販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する名称の異なるサービスを行うことがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### c. 購入価額

購入申込受付日の基準価額とします。

#### d. 購入代金支払日

販売会社が別に定める日までに、購入代金を販売会社にお支払いください。

#### e. 購入申込受付の中止および取消し

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けした購入申込みの受付けを取り消すことができます。

#### f. 購入申込時の振替口座簿について

購入申込者は販売会社に、購入申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### a. 換金申込方法

午後3時まで、換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

## b. 換金単位

1口単位とします。

## c. 換金価額

換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額<sup>\*</sup>を差し引いた額とします。

\* 「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に対し、解約する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

## d. 換金代金支払日

原則として換金申込受付日より起算して5営業日目から販売会社において支払います。

## e. 換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

## f. 換金申込受付の中止および取消し

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金申込みの受け付けを取り消すことができます。

換金申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受け付けたものとして、算出した価額とします。

## g. 換金時の振替口座簿について

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「A」グロース」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>\*1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>\*2</sup>に応じて計算されるものとします。

\*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

\*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします。

ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

## (5) 【その他】

## a. 償還条件

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったときには、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

## b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。



- c. 公告  
日本経済新聞に掲載します。
- d. 運用報告書
  - ・委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
  - ・委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。  
インターネット・ホームページ：<http://www.aberdeen-asset.co.jp/>  
上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
- e. 関係法人との契約の更新等に関する手続  
委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。
- f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い  
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- g. 反対者の買取請求権  
信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- a. 収益分配金に対する請求権  
自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。  
ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- b. 償還金に対する請求権  
受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。  
償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、  
ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- c. 一部解約（換金）請求権  
受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求する権利を有します。
- d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権  
受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しています。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しています。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(平成26年3月11日から平成27年3月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間計算期間(平成27年3月11日から平成27年9月10日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた監査法人による中間監査を受けています。

## 1【財務諸表】

## 【アバディーン・ジャパン・グロース・ファンド財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (平成26年3月10日現在)	第16期 (平成27年3月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	14,710,654	16,264,592
株式	1,401,536,200	1,593,746,200
未収入金	-	5,646,871
未収配当金	3,578,300	4,142,500
未収利息	12	4
流動資産合計	1,419,825,166	1,619,800,167
資産合計	1,419,825,166	1,619,800,167
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	177,177	1,705,153
未払受託者報酬	750,327	822,845
未払委託者報酬	11,254,858	12,342,579
流動負債合計	12,182,362	14,870,577
負債合計	12,182,362	14,870,577
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,557,722,064	1,332,701,672
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	150,079,260	272,227,918
(分配準備積立金)	277,936,614	257,341,942
元本等合計	1,407,642,804	1,604,929,590
純資産合計	1,407,642,804	1,604,929,590
負債純資産合計	1,419,825,166	1,619,800,167

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 自 平成25年3月12日 至 平成26年3月10日	第16期 自 平成26年3月11日 至 平成27年3月10日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	25,083,460	27,838,650
受取利息	2,903	2,273
有価証券売買等損益	207,777,662	436,905,901
その他収益	561	617
営業収益合計	232,864,586	464,747,441
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,518,332	1,605,782
委託者報酬	22,774,867	24,086,622
営業費用合計	24,293,199	25,692,404
営業利益又は営業損失（ ）	208,571,387	439,055,037
経常利益又は経常損失（ ）	208,571,387	439,055,037
当期純利益又は当期純損失（ ）	208,571,387	439,055,037
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	23,652,299	42,196,622
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	378,784,114	150,079,260
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,886,181	25,448,763
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,886,181	24,708,594
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	740,169
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,100,415	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,100,415	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	150,079,260	272,227,918

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法、それ以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。</li> <li>・金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</li> <li>・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</li> </ul>
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

期別		第15期 平成26年3月10日現在	第16期 平成27年3月10日現在
1.	投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
	期首元本額	1,754,388,767円	1,557,722,064円
	期中追加設定元本額	14,799,787円	30,607,647円
	期中一部解約元本額	211,466,490円	255,628,039円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	1,557,722,064口	1,332,701,672口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	150,079,260円	-

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期 自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日		第16期 自 平成26年 3月11日 至 平成27年 3月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	21,031,225円	費用控除後の配当等収益額	24,109,716円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	296,298,758円	収益調整金額	258,688,298円
分配準備積立金額	256,905,389円	分配準備積立金額	233,232,226円
当ファンドの分配対象収益額	574,235,372円	当ファンドの分配対象収益額	516,030,240円
当ファンドの期末残存口数	1,557,722,064口	当ファンドの期末残存口数	1,332,701,672口
10,000口当たり収益分配対象額	3,686円	10,000口当たり収益分配対象額	3,872円
10,000口当たり分配金額	0円	10,000口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円	収益分配金金額	0円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自 平成25年 3月12日 至 平成26年 3月10日		第16期 自 平成26年 3月11日 至 平成27年 3月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。		同左	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドはわが国の株式を主要投資対象として運用を行うため、当該株式に係るリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。 投資対象とする金融商品は、価格変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。		同左	
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。		同左	

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第15期 平成26年3月10日現在	第16期 平成27年3月10日現在
	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法		(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 売買目的有価証券 同左  (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額		貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。	同左

## (有価証券に関する注記)

第15期（平成26年3月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	156,845,482
合計	156,845,482

第16期（平成27年3月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	377,530,893
合計	377,530,893

## (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第15期 自 平成25年 3 月12日 至 平成26年 3 月10日	第16期 自 平成26年 3 月11日 至 平成27年 3 月10日
該当事項はありません。	同左

## ( 1口当たり情報に関する注記 )

第15期 (平成26年 3 月10日現在)	第16期 (平成27年 3 月10日現在)
1口当たりの純資産額 0.9037円 (1万口当たりの純資産額 9,037円)	1口当たりの純資産額 1.2043円 (1万口当たりの純資産額 12,043円)



## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

(単位:円)

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
大東建託	3,500	13,035.00	45,622,500	
積水ハウス	9,300	1,683.00	15,651,900	
日本たばこ産業	19,500	3,811.00	74,314,500	
信越化学工業	11,500	8,022.00	92,253,000	
関西ペイント	24,000	2,220.00	53,280,000	
マンダム	6,500	4,225.00	27,462,500	
ユニ・チャーム	16,500	3,320.00	54,780,000	
アステラス製薬	27,500	1,950.00	53,625,000	
中外製薬	14,500	3,715.00	53,867,500	
リンナイ	3,100	8,500.00	26,350,000	
アマダ	53,000	1,112.00	58,936,000	
ナブテスコ	20,000	3,310.00	66,200,000	
ダイキン工業	6,000	7,667.00	46,002,000	
マキタ	6,500	6,030.00	39,195,000	
キーエンス	1,100	60,370.00	66,407,000	
シスメックス	5,500	6,420.00	35,310,000	
ファナック	3,900	22,730.00	88,647,000	
キヤノン	13,500	3,990.50	53,871,750	
デンソー	4,500	5,459.00	24,565,500	
トヨタ自動車	8,000	8,178.00	65,424,000	
アイシン精機	2,500	4,320.00	10,800,000	
本田技研工業	10,000	4,082.00	40,820,000	
エフ・シー・シー	11,500	1,996.00	22,954,000	
シマノ	1,400	18,990.00	26,586,000	
アシックス	10,500	3,090.00	32,445,000	
ピジョン	4,800	8,900.00	42,720,000	
東日本旅客鉄道	6,500	10,135.00	65,877,500	
ヤフー	74,000	468.00	34,632,000	
KDDI	7,800	7,851.00	61,237,800	
セブン&アイ・ホールディングス	16,500	4,713.50	77,772,750	
横浜銀行	55,000	714.80	39,314,000	
スルガ銀行	8,000	2,482.00	19,856,000	
イオンフィナンシャルサービス	8,500	2,827.00	24,029,500	
三菱地所	15,000	2,669.50	40,042,500	
ユー・エス・エス	6,000	2,149.00	12,894,000	
合計	495,900		1,593,746,200	

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## 【アバディーン・ジャパン・グロース・ファンド中間財務諸表】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (平成27年3月10日現在)	第17期中間計算期間末 (平成27年9月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	16,264,592	16,466,142
株式	1,593,746,200	1,339,159,100
未収入金	5,646,871	-
未収配当金	4,142,500	1,006,600
未収利息	4	4
流動資産合計	1,619,800,167	1,356,631,846
資産合計	1,619,800,167	1,356,631,846
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,705,153	3,122,322
未払受託者報酬	822,845	852,211
未払委託者報酬	12,342,579	12,783,083
流動負債合計	14,870,577	16,757,616
負債合計	14,870,577	16,757,616
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,332,701,672	1,177,532,528
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	272,227,918	162,341,702
(分配準備積立金)	257,341,942	224,899,860
元本等合計	1,604,929,590	1,339,874,230
純資産合計	1,604,929,590	1,339,874,230
負債純資産合計	1,619,800,167	1,356,631,846

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期中間計算期間 自 平成26年3月11日 至 平成26年9月10日	第17期中間計算期間 自 平成27年3月11日 至 平成27年9月10日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	13,958,990	14,628,645
受取利息	1,564	552
有価証券売買等損益	147,005,581	69,142,661
その他収益	537	539
営業収益合計	160,966,672	54,512,925
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	782,937	852,211
委託者報酬	11,744,043	12,783,083
営業費用合計	12,526,980	13,635,294
営業利益又は営業損失( )	148,439,692	68,148,219
経常利益又は経常損失( )	148,439,692	68,148,219
中間純利益又は中間純損失( )	148,439,692	68,148,219
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	4,360,220	11,370,678
期首剰余金又は期首欠損金( )	150,079,260	272,227,918
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,445,254	4,318,491
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,445,254	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,318,491
剰余金減少額又は欠損金増加額	325,729	34,685,810
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	34,685,810
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	325,729	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	119,737	162,341,702

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における当中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は当中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 当中間計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所における当中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。</li> <li>・金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</li> <li>・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</li> </ul>
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

期別		第16期 平成27年3月10日現在	第17期中間計算期間末 平成27年9月10日現在
1.	投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
	期首元本額	1,557,722,064円	1,332,701,672円
	期中追加設定元本額	30,607,647円	16,377,474円
	期中一部解約元本額	255,628,039円	171,546,618円
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	1,332,701,672口	1,177,532,528口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第16期 平成27年3月10日現在	第17期中間計算期間末 平成27年9月10日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は原則として時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (2) 有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

	第16期 平成27年3月10日現在	第17期中間計算期間末 平成27年9月10日現在
1口当たりの純資産額	1,2043円	1口当たりの純資産額 1,1379円
(1万口当たりの純資産額)	12,043円)	(1万口当たりの純資産額 11,379円)

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】(平成27年9月末日現在)

資産総額	1,281,236,852 円
負債総額	1,613,750 円
純資産総額 ( - )	1,279,623,102 円
発行済数量	1,174,458,117 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.0895 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1. 名義書換手続き等

名義書換は行われません。

### 2. 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### 3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

す。  
前記の申請がある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。

### 8. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a．資本金の額（本書提出日現在）

資本金	： 3,680.4百万円
発行する株式の総数	： 320,000株
発行済株式の総数	： 308,065株

##### 最近5年間における資本金の額の増減

平成23年8月3日	： 資本金を2,090.4百万円から2,480.4百万円に増資
平成25年3月25日	： 資本金を2,480.4百万円から2,980.4百万円に増資
平成26年5月26日	： 資本金を2,980.4百万円から3,680.4百万円に増資

##### b．委託会社の機構

###### 経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定します。

###### 運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

###### <構成>

各ファンド運用責任者をもって構成します。

###### <開催>

原則として月1回開催します。

###### <審議事項>

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

###### <その他>

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

平成27年9月末日現在、委託会社が運用する投資信託は22本であり、その純資産総額の合計は164,526百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）



### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、当事業年度（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	783,084	996,294
立替金	2,126	420
前払金	21	25
前払費用	12,489	11,740
未収入金	61,240	133,987
未収委託者報酬	159,975	153,490
未収投資助言報酬	30,300	46,800
流動資産合計	1,049,236	1,342,758
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 0	* 1 0
器具備品	* 1 0	* 1 0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
長期差入保証金	38,911	38,952
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	792	792
投資その他の資産合計	39,071	39,112
固定資産合計	39,072	39,112
資産合計	1,088,308	1,381,871
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	7,507	9,178
未払金	209,741	200,413
未払償還金	13,342	-
未払手数料	39,237	37,452
未払委託調査費	130,016	119,502
その他未払金	27,145	43,458
未払費用	81,341	186,488
未払法人税等	7,454	7,361
未払消費税等	15,346	21,699
賞与引当金	224,977	250,768
流動負債合計	546,369	675,910
固定負債		
退職給付引当金	77,157	96,675
役員退職慰労引当金	6,376	8,229
固定負債合計	83,534	104,905
負債合計	629,903	780,815
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,980,400	3,680,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	4,369,930	4,927,280
株主資本合計	458,405	601,055
純資産合計	458,405	601,055
負債・純資産合計	1,088,308	1,381,871

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成24年10月1日 至平成25年9月30日)	当事業年度 (自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	1,476,986	1,474,345
投資助言報酬	121,200	187,200
その他営業収益	216,660	270,953
営業収益計	1,814,847	1,932,498
営業費用		
支払手数料	403,609	381,957
広告宣伝費	29,379	16,753
公告費	1,130	1,130
調査費	12,680	10,083
委託調査費	482,728	491,379
委託計算費	167,572	181,971
通信費	3,254	3,442
印刷費	17,793	16,512
協会費	2,880	2,795
営業費用計	1,121,029	1,106,026
一般管理費		
役員報酬	* 1 58,053	* 1 62,377
給料・手当	363,645	382,703
賞与	10,562	29,146
交際費	2,781	3,342
寄付金	-	83
旅費交通費	18,872	10,478
租税公課	16,092	17,542
不動産賃借料	52,925	48,317
退職給付費用	37,171	40,218
役員退職給付費用	612	612
役員退職慰労引当金繰入	1,742	1,852
賞与引当金繰入	182,845	175,122
固定資産減価償却費	486	1,148
事務委託費	* 2 193,205	* 2 454,335
諸経費	96,269	130,907
一般管理費計	1,035,267	1,358,189
営業損失	341,449	531,716
営業外収益		
受取利息	104	124
時効成立償還金	-	9,638
その他	29	84
営業外収益計	133	9,846
営業外費用		
時効成立後支払償還金	333	-
固定資産除却損	0	0
為替差損	26,034	22,803
営業外費用計	26,367	22,803
経常損失	367,684	544,673

特別損失				
減損損失	* 3	6,213	* 3	11,466
特別損失計		6,213		11,466
税引前当期純損失		373,897		556,139
法人税、住民税及び事業税		1,210		1,210
当期純損失		375,107		557,349

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度

(自平成24年10月1日 至平成25年9月30日)

(単位：千円)

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	2,480,400	1,847,936	1,847,936
当期変動額			
新株発行	500,000	-	-
当期純利益	-	-	-
当期変動額合計	500,000	-	-
当期末残高	2,980,400	1,847,936	1,847,936

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,994,822	3,994,822	333,513	333,513
当期変動額				
新株発行	-	-	500,000	500,000
当期純利益	375,107	375,107	375,107	375,107
当期変動額合計	375,107	375,107	124,892	124,892
当期末残高	4,369,930	4,369,930	458,405	458,405

当事業年度

(自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)

(単位：千円)

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	2,980,400	1,847,936	1,847,936
当期変動額			
新株発行	700,000	-	-
当期純損失	-	-	-
当期変動額合計	700,000	-	-
当期末残高	3,680,400	1,847,936	1,847,936

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,369,930	4,369,930	458,405	458,405
当期変動額				
新株発行	-	-	700,000	700,000
当期純損失	557,349	557,349	557,349	557,349
当期変動額合計	557,349	557,349	142,650	142,650
当期末残高	4,927,280	4,927,280	601,055	601,055

## 重要な会計方針

### 1．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	14年
器具備品	4年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 2．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

## \* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	-	-

## （損益計算書関係）

## \* 1 役員報酬の限度額

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
取締役 年額	600,000千円以内	同左
監査役 年額	50,000千円以内	同左

## \* 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
営業取引による取引高		
事務委託費	82,341千円	191,595千円

## \* 3 固定資産の減損会計関連

当社は以下の資産において減損損失を計上しました。

前事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

用途：本店事務所

種類：器具備品

場所：東京都港区

## （1）減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。

## （2）グルーピングの方法

当社の事業用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしております。

## （3）回収可能価額の算定方法等

正味売却価額により測定しており、備忘価額または処分価額としております。

## （4）減損損失の金額

器具備品 6,213千円

当事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

用途：本店事務所

種類：器具備品、建物付属設備

場所：東京都港区



- ( 1 ) 減損損失を認識するに至った経緯  
営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。
- ( 2 ) グルーピングの方法  
当社の事業用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしております。
- ( 3 ) 回収可能価額の算定方法等  
正味売却価額により測定しており、備忘価額または処分価額としております。
- ( 4 ) 減損損失の金額

器具備品	11,239千円
建物付属設備	226千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式（株）	308,063	1	-	308,064

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

当事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式（株）	308,064	1	-	308,065

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

前事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先につきましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

（単位：千円）

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	783,084	783,084	-
(2)未収委託者報酬	159,975	159,975	-
(3)未収入金	61,240	61,240	-
(4)未収投資助言報酬	30,300	30,300	-
資産計	1,034,599	1,034,599	-
(1)未払償還金	13,342	13,342	-
(2)未払手数料	39,237	39,237	-
(3)未払委託調査費	130,016	130,016	-
(4)その他未払金	27,145	27,145	-
負債計	209,741	209,741	-

## &lt;注1&gt;金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1)未払手数料、(2)未払委託調査費、(3)その他未払金、(4)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## &lt;注2&gt;時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成25年9月30日	平成26年9月30日
長期差入保証金	38,911	38,952

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## &lt;注3&gt;金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	783,084	-
未収委託者報酬	159,975	-
未収入金	61,240	-
未収投資助言報酬	30,300	-
金銭債権合計	1,034,599	-

当事業年度(自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

(単位：千円)

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	996,294	996,294	-
(2)未収委託者報酬	153,490	153,490	-
(3)未収入金	133,987	133,987	-
(4)未収投資助言報酬	46,800	46,800	-
資産計	1,330,572	1,330,572	-
(1)未払手数料	37,452	37,452	-
(2)未払委託調査費	119,502	119,502	-
(3)その他未払金	43,458	43,458	-
負債計	200,413	200,413	-

## &lt;注1&gt;金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1)未払手数料、(2)未払委託調査費、(3)その他未払金、

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## &lt;注2&gt;時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成25年9月30日	平成26年9月30日
長期差入保証金	38,911	38,952

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## &lt;注3&gt;金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	996,294	-
未収委託者報酬	153,490	-
未収入金	133,987	-
未収投資助言報酬	46,800	-
金銭債権合計	1,330,572	-

## (退職給付関係)

前事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び確定拠出企業型年金を設けております。

(単位：千円)

## 2. 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	77,157
退職給付引当金	77,157

## 3. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

勤務費用	16,411
利息費用	562
数理計算上の差異の費用処理額	1,137
確定拠出年金に係る要拠出額	19,059

## 4. 退職給付債務の計算基礎

割引率	1.00%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理

当事業年度(自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)

1. 採用している制度の概要: 確定給付型退職一時金制度(キャッシュバランス型退職金)及び確定拠出企業型年金を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位: 千円)
退職給付債務の期首残高	77,157
勤務費用	16,949
利息費用	728
数理計算上の差異の発生額	2,831
退職給付の支払額	991
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>96,675</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位: 千円)
退職給付債務	96,675
<u>未積立退職給付債務</u>	<u>96,675</u>
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>96,675</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位: 千円)
勤務費用	16,949
利息費用	728
数理計算上の差異の費用処理額	2,831
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>20,509</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.70%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、19,709千円でありました。

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
	千円	千円
（繰延税金資産）		
未払費用等否認	80,336	66,464
退職給付引当金損金不算入額	27,498	34,455
賞与引当金損金不算入額	77,378	81,198
貸倒引当金損金不算入額	282	282
役員退職慰労引当金損金不算入額	2,272	2,932
未払事業税	2,479	2,192
減価償却費損金算入限度超過額	9,731	8,287
減損損失	2,324	4,086
繰越欠損金	491,965	658,043
繰延税金資産小計	694,270	857,944
評価性引当額	694,270	857,944
繰延税金負債との相殺		
繰延税金資産計		

## （繰延税金負債）

該当ありません。

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
（調整）		
評価性引当額	33.8%	35.6%
住民税均等割	0.3%	0.2%
役員賞与等永久に損金に算入されない金額	4.2%	2.3%
税効果適用後の法人税等の負担率	0.3%	0.2%

## 3．法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税率変更に関する注記「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更による影響はありません。

## （持分法投資損益等）

該当事項はありません。

## （資産除去債務）

重要性がないため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,476,986	121,200	216,660	1,814,847

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,478,452	288,663	41,127	6,603	1,814,847

注）売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	288,663	投資運用業

当事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,474,345	187,200	270,953	1,932,498

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,475,556	335,420	110,622	10,899	1,932,498

注）売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	335,420	投資運用業

(関連当事者との取引)

## (1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） (注)	科目	期末残高 （千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	119,919千 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務に 係る事務委託等	一般管理費等に 係る再配分	82,341	未払費用	27,241
						新株の発行	増資	500,000	-	-

当事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） (注)	科目	期末残高 （千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	131,430千 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務に 係る事務委託等	一般管理費等に 係る再配分	191,595	未払費用	61,035
									その他未払金	849
						新株の発行	増資	700,000	-	-

## (2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） (注)	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千 シンガ ポールド ル	資産 運用業	無し	資産運用の投 資助言契約	資産運用の投資 助言契約に係る 投資助言報酬	121,200	未収投資助 言報酬	30,300
						一般管理事務 に係る事務委託等	事務委託費等	75,211	未払費用	15,589
						投資信託の運 用外部委託	投資信託の運用 外部委託に係る 費用	100,288	未払委託 調査費	27,336
						投資信託等に 関するリエゾ ン業務の提供	投資信託等に関 するリエゾン業 務の提供に係る 報酬	167,463	未収入金	42,972
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・ジャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28,592千 英国ポ ンド	資産 運用業	無し	投資信託の運 用外部委託	投資信託の運用 外部委託に係る 費用	381,531	未払委託 調査費	102,455
						投資信託等に 関するリエゾ ン業務の提供	投資信託等に関 するリエゾン業 務の提供に係る 報酬	41,127	未収入金	16,370
						一般管理事務 に係る事務委託等	一般管理費等に 係る再配分	11,522	未払費用	3,119



当事業年度（自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）  （注）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千シンガポールドル	資産運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	187,200	未収投資助言報酬	46,800
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	186,731	未払費用	65,225
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	104,505	その他未払金	29,658
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	148,220	未収入金	34,357
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・ジャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28,592千英国ポンド	資産運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	386,032	未払委託調査費	92,286
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	110,622	未収入金	94,317
						一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	59,129	未払費用	19,545

- （注）1．取引金額に消費税等は含まれておりません。  
2．取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## （3）親会社に関する注記

親会社情報

アバディーン・アセット・マネジメントPLC（ロンドン証券取引所に上場）

## （1株当たり情報）

区分	前事業年度 （自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）	当事業年度 （自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）
1株当たり純資産額	1,488円01銭	1,951円06銭
1株当たり当期純損失	1,217円63銭	1,809円19銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）	当事業年度 （自平成25年10月1日 至平成26年9月30日）
当期純損失（千円）	375,107	557,349
普通株主に帰属しない金額（千円）		
（うち利益処分による役員賞与金）		
普通株式に係る当期純損失（千円）	375,107	557,349
期中平均株式数（株）	308,063.52	308,064.35

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度中間会計期間（自平成26年10月1日至平成27年3月31日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## ( 1 ) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成27年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金		770,870
未収委託者報酬		192,663
未収運用受託報酬		4,000
未収投資助言報酬		59,400
未収入金		156,679
その他		31,002
流動資産合計		1,214,615
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	*1	
器具備品		3,824
建物附属設備		0
有形固定資産合計		3,824
無形固定資産		0
投資その他の資産		
長期差入保証金		38,952
その他投資等		952
貸倒引当金		792
投資その他の資産合計		39,112
固定資産合計		42,936
資産合計		1,257,552
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金		9,942
未払金		365,715
未払費用		128,504
未払法人税等		6,636
未払消費税等	*2	16,819
賞与引当金		167,141
流動負債合計		694,760
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金		103,221
役員退職慰労引当金		9,085
固定負債合計		112,307
負債合計		807,067
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金		3,680,400
資本剰余金		
資本準備金		1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		5,077,851
株主資本合計		450,485
純資産合計		450,485
負債・純資産合計		1,257,552

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位：千円 )

		当中間会計期間 ( 自平成26年10月1日 至平成27年3月31日 )	
営業収益			
委託者報酬			738,845
運用受託報酬			4,000
投資助言報酬			118,800
その他営業収益			160,205
営業収益合計			1,021,851
営業費用			
一般管理費	*1		624,261
営業損失			140,909
営業外収益	*2		107
営業外費用	*3		9,163
経常損失			149,965
税引前中間純損失			149,965
法人税、住民税及び事業税			605
中間純損失			150,570

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

( 単位：千円 )

		当中間会計期間 ( 自平成26年10月1日 至平成27年3月31日 )	
--	--	---	--

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	3,680,400	1,847,936	1,847,936
当中間期変動額			
当中間期純損失	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	3,680,400	1,847,936	1,847,936

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,927,280	4,927,280	601,055	601,055
当中間期変動額				
当中間期純損失	150,570	150,570	150,570	150,570
当中間期変動額合計	150,570	150,570	150,570	150,570
当中間期末残高	5,077,851	5,077,851	450,485	450,485

## 重要な会計方針

	当中間会計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品                      5年
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。  (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度で一括費用処理しております。  (3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。  (4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 消費税等の処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成27年3月31日現在）	
*1 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品	88千円
*2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自平成26年10月1日 至平成27年3月31日）	
*1 減価償却実施額 有形固定資産	88千円
*2 営業外収益の主要項目 受取利息	98千円
その他営業外収益	9千円
*3 営業外費用の主要項目 為替差損	9,163千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成26年10月1日 至平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	308,065	-	-	308,065

2. 自己株式に関する事項  
該当事項ありません。3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項ありません。4. 配当に関する事項  
該当事項ありません。

## （リース取引関係）

該当事項ありません。

## （資産除去債務）

重要性がないため、記載を省略しております。

## （金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末（平成27年3月31日現在）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（<注2>参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	770,870	770,870	-
(2)未収委託者報酬	192,663	192,663	-
(3)未収入金	156,679	156,679	-
(4)未収投資助言報酬	59,400	59,400	-
(5)未収運用受託報酬	4,000	4,000	-
資産計	1,183,613	1,183,613	-
(1)未払金	365,715	365,715	-
負債計	365,715	365,715	-

## &lt;注1&gt; 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1) 預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬、(5)未収運用受託報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) 未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## &lt;注2&gt; 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
長期差入保証金	38,952

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## &lt;注3&gt;金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	770,870	-
未収委託者報酬	192,663	-
未収入金	156,679	-
未収投資助言報酬	59,400	-
未収運用受託報酬	4,000	-
金銭債権合計	1,183,613	-

（有価証券関係）

該当事項ありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項ありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自平成26年10月1日 至平成27年3月31日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自平成26年10月1日 至平成27年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への 営業収益	738,845	4,000	118,800	160,205	1,021,851

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	オーストラ リア	香港	合計
739,449	193,280	72,078	10,776	6,266	1,021,851

注) 営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・ アジア・リミテッド	193,280	投資運用業

（持分法損益関係）

該当事項ありません。



## （1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）	
1株当たり純資産額	1,462円30銭
1株当たり中間純損失	488円76銭

- （注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、新株予約権付社債等の潜在株式がないため、また、1株当たり中間純損失金額のため、記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 （平成27年3月31日現在）
純資産の部の合計額（千円）	450,485
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（千円）	450,485
普通株式の発行済株式数（株）	308,065
普通株式の自己株式数（株）	-
1株当たり純資産の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（株）	308,065

3. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）
中間純損失（千円）	150,570
普通株式に係る中間純損失（千円）	150,570
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	308,065

## （重要な後発事象）

該当事項ありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### a．定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### b．訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(平成27年9月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

## (2) 販売会社

(平成27年9月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社新生銀行 <sup>*</sup>	512,204百万円	
株式会社広島銀行 <sup>*</sup>	54,573百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。

\* 当該販売会社は、新規募集を行いません。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (2)目論見書の表紙等に次の各事項を記載することがあります。
  - 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - 委託会社等の情報、受託会社に関する情報
  - 詳細な情報の入手方法
    - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
    - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
  - 目論見書の使用開始日
  - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容について
    - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
    - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
  - 委託会社のロゴ・マーク等
  - ファンドの形態等
  - 図案
  - ファンドの管理番号等
- (3)交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4)請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年12月15日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀 行  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成27年 4月30日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアバディーン・ジャパン・グロース・ファンドの平成26年3月11日から平成27年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン・ジャパン・グロース・ファンドの平成27年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年 5月22日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月4日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアバディーン・ジャパン・グロース・ファンドの平成27年3月11日から平成27年9月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アバディーン・ジャパン・グロース・ファンドの平成27年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年3月11日から平成27年9月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。